

「令和7年度始良・伊佐地域合同企業説明会」業務委託に係る企画提案実施要領

1 事業の目的

始良・伊佐地域の市町と県とが協力して、広域的な合同企業説明会を開催することで、地元企業の認知度向上や地元企業への求職件数の増加につなげ、始良・伊佐地域の産業を支える人財の確保・育成を通じた人手不足の緩和と地域内の産業の活性化を図る。

2 委託業務の内容

別添「「令和7年度始良・伊佐地域合同企業説明会」業務委託仕様書」による。

3 事業費

2,150千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

4 応募要件

企画提案の応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれらに類する団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者

ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年11月5日（水） |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 11月12日（水）午後5時必着 |
| (3) 質問回答掲載 | 11月17日（月） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 11月25日（火）午後5時必着 |
| (5) 受託事業者決定・契約手続開始 | 選考終了後、速やかに実施 |
| (6) 履行期限 | 令和8年3月27日（金） |

6 応募方法

(1) 提出書類

① 企画提案書

別添「企画提案書」（様式1）に、別添仕様書の内容に即した次の事項を具体的に記載した企画書（様式は任意）を添付して提出すること。

ア パンフレットの具体案

（ア）鹿児島県及び始良・伊佐地域で暮らし働く魅力の紹介

・ 統計データ等を用いて掲載

（イ）県内企業等のPR情報

（ウ）その他、当事業の目的を達成するための提案

上記（ア）及び（イ）以外に、当事業の目的を達成するための効果的な案があれば提案すること。

イ 会場設営・撤去の方法及びスケジュール（会場のレイアウト・イメージ図を含

む。)

ウ 事業実施スケジュール

エ 委託業務の遂行に係る実施体制

オ 類似業務実績

カ その他、当事業で特記すべき事項

② 参考見積書（任意様式）

- ・ 別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。
- ・ 提案に当たっては、2,150 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として積算すること。
- ・ 正式な見積については、企画提案の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

③ 誓約書及び役員名簿（様式 2）

4(3)の確認のために使用する。

なお、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出する必要はない。

④ 法人の概要書（任意様式）

代表者、所在地、事業内容、役員、連絡先等を記載すること。

⑤ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出すること。

(2) 提出の条件

① 企画書の提案は、1 社につき 1 案に限る。

② 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。また、提出書類は提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

③ 受託者決定後は、始良・伊佐地域振興局と十分に協議しながら具体的な事業内容等を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合もある。

④ 企画提案に要する一切の費用は応募者の負担とすること。

⑤ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 提出部数

上記(1)①, ②, ④, ⑤：7 部

上記(1)③：1 部

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

※ F A X や電子メールでの応募は受け付けない。

(5) 提出期限

令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 5 時（必着）

7 質問について

本事業に関する質問については、令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 5 時までに、別添「質問書」（様式 3）により、電子メールで送信すること。

質問に関しては、随時、質問者に回答を行うとともに、県ホームページに掲載する。

8 事業実施後の成果品

(1) 業務完了報告書

- (2) 実績報告書
- (3) その他、始良・伊佐地域振興局と受託者が協議の上必要と判断したもの

9 審査について

(1) 選定・決定方法

- ① 応募のあった提案については、始良・伊佐地域振興局に設置する企画提案選定委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は応募者全員に通知する。

委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で順次以降の者を繰り上げて、当該事業者と協議の上契約する。

- ② 応募が1事業者のみであった場合又は審査の結果同点となった事業者が2社以上あった場合は、選定委員会で協議の上決定する。
- ③ プレゼンテーション等は、原則実施しないこととする。

(2) 審査・選定基準

提案企画について、別添仕様書に示す要件に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

- ① 事業の趣旨、内容に添った企画提案書であること。
- ② 事業実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。
- ③ 必要経費が適正に計上されていること。

10 その他特記事項

- (1) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
また、審査内容及び評価結果に対する異議申立ては認めない。
- (2) 仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。
また、業務の執行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続を進めるものとする。
- (3) 委託業務の実施に際し、仕様書の定めのない事項については、始良・伊佐地域振興局と協議の上、決定するものとする。

11 提出先・問合せ先

〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町 12
鹿児島県始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課
担 当：喜元（よしもと）
電 話：0995-63-8206
F A X：0995-63-8108
E-Mail: airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp